様式第３（第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

名　取　市　長　　あて

令和　　年　　月　　日

届出者　郵便番号
住　　所
事業所名
代表者氏名
電話番号
（ＦＡＸ　　　　　　　　　　　　　　　　）

水道法第25条の４の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任
の届出をします。
解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

（届出時の添付書類等）
◇主任技術者の選任については、免状のコピーを添付してください。
◇別紙の確約書を提出してください。
（※解任の場合はどちらも不要です。）

水道法　第25条の4（給水装置工事主任技術者）

　指定給水装置工事事業者は、事業者ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、延滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
一　給水装置工事に関する技術上の管理
二　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
三　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
四　その他厚生労働省令で定める職務

4　給水装置工事に従事するものは、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

名取市指定給水装置工事事業者規程　第12条（主任技術者の選任等）

　指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに主任技術者を選任しなければならない。

2　指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。

3　指定工事業者は、主任技術者の選任し、又は解任したときは、施行規則様式第3による届出書により、延滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4　指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一つの事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一つの主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。